

議案第 6 2 号

石岡市景観条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市景観条例の一部を改正する条例を制定することについて，地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 2 8 年 6 月 7 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業の実施に当たり，石岡市景観調査委員会の所掌事項等を改めるため。

石岡市景観条例の一部を改正する条例

石岡市景観条例（平成24年石岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「この条例の規定により定められた事項その他市長が必要と認める良好な景観の形成に関する事項」を「良好な景観に関する事項」に改め、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項中「7人」を「10人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 景観計画に関する事項
- (2) 先導的な景観形成地区に関する事項
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関する事項
- (4) 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業に関する事項
- (5) その他良好な景観に関し市長が必要と認める事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。